

高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 県は、枯渇が懸念されているニホンウナギの資源回復を図るため、<u>高知県内の内水面漁業協同組合、海面漁業協同組合等で組織する団体</u>（以下「補助事業者」という。）が行う放流用親うなぎの生産及び放流（以下「補助対象事業」という。）を行うために要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。</p> <p>第3条～第11条 [略]</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成26年5月9日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成29年10月23日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年7月4日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 県は、枯渇が懸念されているニホンウナギの資源回復を図るため、<u>うなぎ漁業関係者等で組織する一般社団法人高知県水産資源管理機構</u>（以下「補助事業者」という。）が行う放流用親うなぎの生産及び放流（以下「補助対象事業」という。）を行うために要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。</p> <p>第3条～第11条 [略]</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成26年5月9日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年5月31日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成29年10月23日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和5年7月4日から施行する。</p>